

自由と必要

——「必要に応ずる分配」の規範経済学的分析——

後 藤 玲 子

I はじめに

1971年に提出されたジョン・ロールズの正義理論の目的は、社会構成員の間に権利および義務を公正に分配することにあった。権利および義務の対象となるものは、自由、機会、地位と権能、所得と富、ならびに自尊の社会的基盤などの社会的基本財 (social primary goods) である。社会的基本財とは、自己の人生プランと関わる善の観念を形成し改訂し追求する能力—the Rational—and 社会的協同の公正な諸条件を理解しそれに基づいて行動することを可能とする能力—the Reasonable—という2つの道徳的能力を備えた市民が、それらの道徳的能力を実際に発現し維持するために必要不可欠とする市民的必要 (citizen's needs) に他ならない¹⁾。さらに、それらの権利と義務に関して社会の基礎構造、すなわち主要な社会・経済制度の体系を規定する最も基本的なルールが正義の基本原理 (the first principles of justice) に他ならない。ロールズ自身は正義の基本原理として、次のような「正義の二原理」²⁾を提出している。

第一原理：各人は、相互の権利が両立可能であるという条件下で、十分適切に定められた平等な基本的諸権利と諸自由の体系に対する平等な請求権を有する。

第二原理：社会的、経済的不平等は次の2つの条件をみたさなくてはならない。第一に公正な機会均等の諸条件のもとですべての人を開かれている職務や地位に伴うものである

こと。第二に社会の最も不遇な人々の最大の利益に適うものであること。

第一原理は「平等な基本的諸自由の原理」、第二原理の前半は「公正な機会均等の原理」、第二原理の後半は「格差原理」と呼ばれる。ロールズは、平等な基本的諸自由の原理と公正な機会均等の優先性のもとで、地位や権能、所得や富などの社会的・経済的財の配分方法に関して格差原理を適用することを主張する。

本稿は、このような正義理論のフレームワークのもとで、財や資源に関する公正な分配システムを設計するプロジェクトの1つに位置づけられる。公正な分配システムとは、異なる常識的支持を得ている分配的正義の諸準則 (precepts) を何らかの上位原理によって明示的に重みづけるようなシステムと定義される³⁾。例えば、ロールズ格差原理を上位原理として、また貢献に応ずる分配と必要に応ずる分配を分配的正義の常識的準則として採用するとき、労働時間の選択の自由と個人の貢献インセンティブを内生化したうえで、常にロールズ格差原理がみたされるように2つの準則を重みづけるようなフレームワークを構成することができる⁴⁾。本稿はそのような研究の流れにあって、2つの常識的準則、とりわけ必要に応ずる分配を規範経済学的に分析することを課題とする。

その基本的な問題関心と方法は以下の通りである。貢献に応ずる分配は本人の事前の貢献を根拠に受給権を賦与するような正義の準則であり、個人の自由を尊重し、責任的意図や行為を促進する効果をもつと考えられている。他方、必要に応ずる分配は本人の現在の境遇における必要を根拠と

して受給権を賦与するような正義の準則であり、不平等や窮乏を緩和する効果をもつ一方で、個人の責任や自由を疎外する弊害をもつと考えられている。

また、貢献に応ずる分配は、主として限界生産物価値に基づく賃金率の決定や公的年金・失業保険等の制度に反映されている。他方、必要に応ずる分配は、主として公的扶助、障害者給付等の制度に反映されている。ただし、実際には、これら2つの分配準則は併存して用いられ、各々の制度において2つの分配準則にいかなる重みを与えるか、あるいは2つの分配準則に異なる方法で重みを与えている各制度を全体としていかにバランスづけるかという問題は、時々の政治的・経済的論議に委ねられているのが現状である。

それに対して、本稿は、先に紹介したロールズの正義理論およびアマルティア・センの潜在能力アプローチ(1980, 85 a, b)をもとに、必要に応ずる分配準則の目的と基本的性質を分析し、必要概念を定式化するための指標を検討するものである。その方法的特徴は、次のような2つの観点を採用する点にある⁵⁾。1つは、市民的・政治的自由の観点である。それは、社会的責任において必要な充足を保障する一方で、個人の自律性ならびに責任主体性を促すような分配制度とはいかなるものかという視角を提出する。他の1つは、多様性の観点である。それは、個人の多様な選択を尊重する一方で、すべての個人に共通の最小限の保障を確保できるような分配制度とはいかなるものかという視角を提出する。

以上のような目的と関心のもとに、本稿は次のような構成をとりたい。IIでは議論の前提となる現代社会の特徴ならびに問題の所在を明らかにする。続いてIIIでは、2つの分配準則の背景理論とされている市民的自由の観念と生存権の観念を検討する。IVでは、自然的・社会的偶然に対する社会的調整というロールズの議論をもとに、必要に応ずる分配の目的が、個人の活動の実質的機会の保障にある点が明らかにされる。Vでは、貢献に応ずる分配と必要に応ずる分配の基本的性質が分析される。そして、必要に応ずる分配は、人間活

動の可能性という広義の自由を促進するものであり、市民的自由の要請と両立不可能ではないことが論じられる。VIでは、必要概念を特定化するために、所得や効用に代わる指標として、アマルティア・センの機能概念が検討される。VIIでは、行為主体的自由と福祉的自由という2つの自由概念をもとに、機能ベクトルの集合である「潜在能力」の概念的意味が検討される。VIIIでは、潜在能力概念をベースに個人的責任と社会的責任の区分に関する問題が議論され、所得や財の社会的調整に先立って、個人的責任能力を高めるための社会的責任が論じられる。IXでは、同じく、潜在能力概念をベースに、必要の相対性と絶対性の問題が議論され、所得空間における個人間格差の問題が潜在能力空間における個人の窮乏という観点から再考される。以上の議論をもとにXでは、必要に応ずる分配を定式化するための枠組みを確定し、残された問題を確認して結びとする⁶⁾。

II 問題の所在

必要に応ずる分配は、通常、人道主義的的理念もしくは生存権の観念によって基礎づけられてきた⁷⁾。例えば、ドイツのワイマール憲法151条1項には、「経済生活の秩序はすべての者に人間たるに値する生活を保障する目的をもつ正義の原則に適合しなければならない」と規定され、世界人権宣言22条においては、「すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、個人の尊厳と人格の自由な発展に欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する」と規定されている。また、日本の生活保護法第1条においては、「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行いその最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長することを目的とする」とある。

しかし、このような観念は必ずしもその意味が明確ではない。第一に、それは貢献に応ずる分配

を支持する公正観念に対していかなる正当性を主張しうるのだろうか。第二に、人間たるに値する生活あるいは最低限度の生活の内容はいかにして決定されるのだろうか。「困窮の程度」や「必要な保護」はいかにして評価されるのだろうか。

はじめに議論の前提を明らかにしよう。ここで想定される社会は、資源の物理的制約あるいは需要の競合性に基づく財の希少性を不可避的とするような社会であり、労働その他に対する私的所有権を前提とする生産経済のもとで、産出された財への請求権を各社会構成員に公正に配分することを課題とする社会⁸⁾である。このような社会においては、「各人からその能力に応じて、各人には必要に応じて」(Marx, 1875, 訳 p. 35) 分配することの実行可能性は一般に保証されない。なぜならば、各人が必要に応じて請求する財の総量が、各人が能力に応じて貢献した生産量の総量を上回らない保証はないからである⁹⁾。

さらに、ここで想定される社会は、個々人に内在する道徳的あるいは経済的価値、例えば、特性(merit), 功績(desert), 貢献(contribution)などを積極的に評価する用意のある社会である。そこでは、配分的正義と呼ばれるアリストテレスの公正観念、すなわち「配分における『正』は、何らかの意味においての価値に相応のものでなくてはならない」¹⁰⁾という考え方、ならびに、産出された財の分配は生産において各人が提供したコストもしくは生産的貢献と等価であることが望ましいという観念が広く浸透している。ところで、それらは貢献に応ずる分配を支持する観念に他ならない。このような社会において必要に応ずる分配を正当化するためには、実行可能性を保証するような方法を提示するとともに合意可能な規範的論拠を積極的に挙証する必要があるだろう。

しかも、われわれの想定する状況は、個々人の価値や目的の多元性を互いに尊重する民主主義社会である。したがって、財に対する選好のみならず、財の利用によって個々人が達成しようとする生き方、あるいは個々人が追求する目標体系はきわめて多元的であることを特徴とする。他方で、われわれの想定する状況は、単一の目的を掲げ、

参入や退出が容易な目的的集団¹¹⁾とは異なり、偶然性と継続性を本質とする「社会」である。したがって、構成メンバーの個人的制約条件の多様性、すなわち本人の資質・能力・保有資源や本人を取り巻く自然的・社会的環境、さらには偶然的事象の発生確率などに関する多様性が、常に存在していると考えられる。

ところで、貢献に応ずる分配は、個々人の貢献を識別し、比較するための指標や尺度を要請するものの、個々人が提供した貢献の背後に、いかなる個人的目的・価値・選好が存在するのか、あるいはいかなる個人的制約条件が存在するのかという情報までは要請しない。それに対して、必要に応ずる分配は、各人の個人的目的・価値・選好に関する多元性ならびに各人の個人的制約条件に関する多様性に踏み込み、人々の「必要」を直接、比較評価するような作業を不可欠とする。だが、はたしてそのような作業は事実的に、あるいは規範的に実行可能なのだろうか。また、そのような作業は個人の目的や価値の相違を越えて、さらには社会や文化の相違を越えて普遍妥当性をもつうるのだろうか。

III 市民的自由と生存権

先述したように、貢献に応ずる分配は、個々人の功績に対して「価値に相応」な報酬を与えることを目的とする仕組みである点において常識的な支持を獲得してきた。だが、このような考え方に対しては、次のような批判が存在する。個々人の功績は通常、既存の社会制度との関係ではじめて意味をもち、評価されるのであって、特定の制度を離れたそれ自身の内在的な価値が道徳的功績(moral desert)として評価されるわけではない。したがって、個々人の功績は資源配分に対して合法的期待(legitimate expectations)をもつことは可能であるとしても、正義の観点に基づく自明の正当性を有するものではない¹²⁾。

ところで、「価値に相応」という観念を、人や事物に存する内在的価値の客観的な均等としてではなく、私的所有権を基礎に、個々人の自由な選

択に基づく自発的交換を通じた主観的価値の均等として説明したのが、カール・メンガーを初めとする新古典派経済学であった¹³⁾。このような新古典派経済学の興隆とともに、貢献に応ずる分配は市場的交換の均衡として実現する配分がみたす性質の一つである点に、主たる関心が移されていく。

人類が最初に明文化した権利とは、まさに、そのような自発的交換を外的侵害から守るような権利、すなわち精神の自由、身体の自由、思想・良心の自由などの市民的自由の権利であった¹⁴⁾。すべての人間は、等しく自己の主体的意思に基づいて考え、行動する権利をもつ。結果がいかなるものであろうとも、自由な主体的意思に基づく選択というプロセスはそれ自体が価値あるものとして優先的に尊重されなければならない。

市民的自由の背景には、自己の目的を自律的に設定し追求する責任主体という人間觀が存在する¹⁵⁾。さらに、個人的行為のもたらす帰結の予見不可能性に対する深い洞察と畏敬の念が存在する。「自由は予見不可能なもの、予測不可能なものに対する余地を残すために本質的に重要である。我々が自由を欲するのは、多くの目的を実現するための機会が自由のもとでもたらされることを学んできたからである。我々が、もし我々が認知したならば欲するであろうものの出現を導出するために、多くの人の独立と競争的な努力を持むのは、人はあまりにも僅かなことしか知り得ないからであり、我々の内の誰が最もよく知っているかについて殆ど知るところがないからである」(Hayek 1960, p. 29)。

このような思想は自由な競争市場制度と整合的な関係にある。責任主体としての個人の自由な意思に基づく交換の均衡として実現される限り、貢献に応ずる分配は、その帰結の内容如何にかかわらず、帰結をもたらすプロセスの望ましさによって正当化されるという議論が有力となっていく¹⁶⁾。

それに対して、生存権の觀念は交換および分配後の帰結にまずもって着目することを要請する。したがって、プロセスいかんに問わらず、結果状態が望ましくないと判断されるならば、社会は分配方法の改善に努めなければならない。だが、現

実の適用においては、生存権の觀念は自由な競争市場制度を前提として、それを脅かさない限りにおいて適用された。例えば、慈善的ないし懲罰的性格の強い救貧法から始まったイギリスの社会保障は、市場制度のもとで成立する階層が救貧政策の施行後においても移動しないことを条件に、一部の貧困層へのわずかな所得移転を実行するにとどまっていた¹⁷⁾。

ところが、ごく一部の貧困層に対する救済にとどまらず、所得分布のあり方そのものを問題視し、それは正を優先的な目標とする平等主義的な理論¹⁸⁾が出現するにいたって、生存権の觀念は、分配のプロセスを優先するような自由の觀念と対立するようになる。それに伴い、自由対平等、プロセス対帰結という2項対立図式が鮮明になっていく¹⁹⁾。必要に応ずる分配は、帰結的な平等を実現する一方で、プロセスにおける自由を排除するような分配準則であるという解釈が普及した背景には、このような思想的な対立が存在する。だが、本当に必要に応ずる分配は自由と対立するのだろうか。帰結への配慮はプロセスへの配慮と対立するのだろうか。

IV 個人の責任と必要に応ずる分配

自由の構成要件として、市民的自由が必要かつ十分であると主張する立場においては、社会的、経済的活動への参加に関する「機会の平等」を目的とするような施策は容認されるものの、「結果の平等」を目的とするような施策は容認されない。前者は、個人の主体的意思に基づく選択を妨げないことを目的とする消極的施策であるのに対し、後者は、個人の選択がもたらす帰結に介入する積極的施策であるために、結果を予測しつつ行動する個人の主体的意思そのものを歪める効果をもつと懸念されたからである。彼らは、教育・就業に関する形式的な機会と競争市場制度の滞りない運行の保証こそが社会政策の課題であると考える²⁰⁾。

ロールズもまた、自由かつ責任主体的な個人の多様な活動を重視し、そのような活動を支える前提条件として市民的自由の保証を優先する²¹⁾。だ

が、同時に彼は、個人の意思によっては制御することのできない偶然的要因が、個人の選択の実質的な機会、すなわち実際に選択しうる選択肢の集合に影響を及ぼすということ、さらにその影響が個人の様々な活動ステージを通じて累積化され、ひいては自由行使する個人の能力や意欲すらも損ねる恐れがあるということを根拠に、競争市場メカニズムの不十分性を指摘する。偶然的影響の累積化は、次のように、個人の主体的活動における機会と結果との内的連関を通じて現れる。

完全な競争市場メカニズムにおいて、財や資源の配分を決定する要因は人々の選好と資源の初期賦与である。いま、労働以外の資源へのアクセスが個人間に平等に保証されており²²⁾、総労働可能時間が個人間で同一であるとすれば、各人の技能水準こそが各人の生産活動の実質的機会、すなわち選択可能な貢献の範囲を決定する。ところで、たとえ教育・就業の選択機会が形式的に保証されたとしても、各人が実際に享受可能な教育あるいは就業、さらには各人が獲得可能な生産技能は天賦の才や運などの自然的偶然や出生の地位や階層などの社会的偶然による制約を免れえない。

生産活動の実質的機会の制約とそのもとで達成される帰結は、消費活動の実質的機会を制約する。さらに、これら一連の経済活動の帰結はその他の社会的・文化的活動の実質的機会を制約する。この点を2期間から構成される動学的モデルで確認しよう。各人は毎期毎に生産活動に従事し、獲得した所得をもとに消費活動をなす。ところで、第1期における消費活動の実質的機会は第2期における生産活動の実質的機会を縮小する。例えば第1期において病気がちで生産技能の低い個人は、健康管理や訓練の費用を必要とするにも関わらず、獲得できる所得が低いがためにそれが適わず、労働能力をより低下するおそれがある。そのとき、第2期における生産活動の実質的機会はさらに縮小されるだろう。経済活動におけるこのような悪循環は、他者とのコミュニケーションなどの社会的活動や投票行動などの政治的活動、さらには行為主体的自由の行使のために前提とされていた目的や手段の選択に関する合理性および正義の感覚

に裏付けられた公正性の能力や意欲それ自体の制約へと波及する危険性をもつ²³⁾。

このように、主体的活動における機会と結果的連関を通じて累積化していく偶然的影響に着目するとき、自由と平等の間には対立以上の関係が見えてくる。すなわち、いま、広義の自由を、多様な価値や目的を追求する個人の自由な意思に基づく責任主体的な活動の可能性と定義しよう²⁴⁾。このとき、そのような可能性を保証するためには、単に個人の自由な意思に基づく活動を妨げないという意味での消極的自由が要請されるのみならず、個人の意思とは無関係に個人の活動の実質的な機会を縮減し、個人の主体性それ自身を侵食する恐れのある自然的・社会的偶然性を社会的に調整するような積極的自由が要請される。社会保障制度とはそのような目的のもとに競争市場メカニズムを補完する制度に他ならない²⁵⁾。したがって、社会保障制度が分配後の帰結に着目するとすれば、その意図は、財の分配状態の平等を達成することではなく、広義の自由の観点から、個々人に対して平等な配慮をなすことにあると解されなければならない。

V 2つの分配基準の基本的性質

以上より、生存権の社会的保障は自由と対立するものではないこと、むしろ、その目的は、個々人の主体的活動の実質的機会に対する偶然的要因の制約を社会的に調整することによって、主体的活動の可能性という広義の自由を支えることにある点が明らかになった。本節では、この点に留意しながら、貢献に応ずる分配と必要に応ずる分配という2つの分配規準の基本的性質を明らかにしたい。

はじめに、人々の生産的貢献によって定まる産出物を、何らかの情報的基礎に基づいて個々人の間に、実行可能な方法で分配するようなルールを一般に、「分配ルール」とよび、以下のような簡単なモデルのもとで定義しよう。すなわち、いまn人の個人から構成される社会をN={1, …, n}(2≤n<+∞)とする。人々は当該社会で利用可能

な生産テクノロジーと自分たちの労働(生産的貢献)をもとに、1種類の財を産出するものとする。任意の個人 $i \in N$ は生産技能 s_i と財利用能力 a_i という2種類の能力によって特徴づけられ、労働時間 x_i を財の生産のために提供するものとする。個々人の生産技能に関する普遍集合を S 、財利用能力(消費能力)に関する普遍集合を A 、提供することの可能な労働時間の範囲を $[0, \bar{x}]$ としよう。また、個人 $i \in N$ の労働(生産的貢献)は $s_i x_i \in R_+$ で表されるものとし、人々の労働プロフィール $(s_i x_i)_{i \in N} \in \Re^n_+$ を財 $f((s_i x_i)_{i \in N}) = y \in R_+$ に変換する生産テクノロジーを関数 $f: \Re^n_+ \rightarrow R_+$ (ただし、 f は増加関数であり、かつ $f(0) \geq 0$) とする。さらに、当該社会を規定する生産テクノロジー以外の環境的要因を ε で表すものとしよう。このようなモデルのもとで、個人 $i \in N$ に配分される産出物を $y_i \in R_+$ とするとき、分配ルールは次のような関数 $h: \{f\} \times \{\varepsilon\} \times S^n \times A^n \times [0, \bar{x}]^n \rightarrow \Re^n_+$ として表わされる。

あらゆる $s = (s_i)_{i \in N} \in S^n$, $a = (a_i)_{i \in N} \in A^n$, $x = (x_i)_{i \in N} \in [0, \bar{x}]^n$ に対して、

$$h(f, \varepsilon, s, a, x) = y, \text{ ただし, } y = (y_1, \dots, y_n) \in \Re^n, \text{ かつ, } f((s_i x_i)_{i \in N}) \geq \sum_N y_i$$

ここで、 $f((s_i x_i)_{i \in N}) \geq \sum_N y_i$ は、分配の物理的な実行可能性条件を表している。さて、このように物理的な実行可能条件をみたすこと前提として、さらに貢献に応ずる分配準則と必要に応ずる分配規準をみたすような分配ルールを順に、定義していこう。

まず、個人が自己の責任において選択することのできる経済的・非経済的活動を彼の機会集合とよぶ。このとき、貢献に応ずる分配規準をみたす分配ルールは、個々人が現有する機会集合を所与とし、提供された生産的貢献 $s_i x_i$ のみを個人に関する情報的基礎として産出物の配分を指定するような分配ルール、すなわち、以下のような性質をみたす関数 $h^D(f, \varepsilon, s, a, x) = y$ として定義される。

あらゆる $s = (s_i)_{i \in N} \in S^n$, $a = (a_i)_{i \in N} \in A^n$, $x = (x_i)_{i \in N} \in [0, \bar{x}]^n$ のもとで、あらゆる個人 $i, j \in N$ について、

$$\begin{aligned} s_i x_i < s_j x_j &\rightarrow h^D_i(f, \varepsilon, s, a, x) < h^D_j(f, \varepsilon, s, a, x) \\ &\& s_i x_i = s_j x_j &\rightarrow h^D_i(f, \varepsilon, s, a, x) = h^D_j(f, \varepsilon, s, a, x). \end{aligned}$$

このような性質をみたす分配ルールのクラスを H^D としよう。自由競争に基づく市場的均衡を指定する分配ルールや貢献に比例した配分を指定するルールはいずれも貢献に応ずる分配ルールのクラス H^D に属する²⁶⁾。

それに対して必要に応ずる分配規準をみたす分配ルールは、市民的自由の保証と教育・就業の機会均等のもとで、なお残る機会集合上の必要のみを情報的基礎として産出物の配分を指定するような分配ルールと定義される。いま、生産技能 $s_i \in S$ を持つ個人 $i \in N$ の労働(生産的貢献)の機会集合を、 $[0, s_i \bar{x}]$ で表そう。他方、配分された資源と財利用能力 $a_i \in A$ のもとで個人 $i \in N$ が達成可能となる m 種類の消費活動の機会集合を以下のように定義しよう。

各々の $s = (s_i)_{i \in N} \in S^n$, $a = (a_i)_{i \in N} \in A^n$, $x = (x_i)_{i \in N} \in [0, \bar{x}]^n$ のもとで、

$$C(a_i, \bar{x} - x_i, h_i(f, \varepsilon, s, a, x), \varepsilon) \in \Re^m_+$$

ただし、 h_i は関数 h のもとで個人 $i \in N$ の分配分を指定する関数である。また、 C は個々人の消費能力と余暇時間、資源分配分、関連する環境的要因を変換して消費活動の機会集合をもたらす(個人間で共通の)対応であり、消費能力、余暇時間、資源分配分に対して単調的に変化するものとする。ここで「包含関係においてより小さな機会集合はより大きな機会集合上の必要をもつ」と定義しよう。このとき、必要に応ずる分配準則をみたす分配ルールは以下のようない性質をみたす関数 $h^N(f, \varepsilon, s, a, x) = y$ として定義される。

あらゆる $s = (s_i)_{i \in N} \in S^n$, $a = (a_i)_{i \in N} \in A^n$, $x =$

$(x_i)_{i \in N} \in [0, \bar{x}]^n$ のもとで、あらゆる個人 $i, j \in N$ に関して、

$$\begin{aligned} C(a_i, \bar{x} - x_i, h_i(f, \varepsilon, s, a, x), \varepsilon) &< C(a_j, \bar{x} - x_i, \\ h_j(f, \varepsilon, s, a, x), \varepsilon) & \\ \rightarrow h_i(f, \varepsilon, s, a, x) &> h_j(f, \varepsilon, s, a, x) \\ \& C(a_i, \bar{x} - x_i, h_i(f, \varepsilon, s, a, x), \varepsilon) = C(a_j, \bar{x} \\ - x_i, h_j(f, \varepsilon, s, a, x), \varepsilon) \\ \rightarrow h_i(f, \varepsilon, s, a, x) &= h_j(f, \varepsilon, s, a, x) \end{aligned}$$

ただし、ここでいう機会集合上の必要とは、財利用能力等に及ぼされる偶然的要因の累積的影響を緩和し、個々人の責任主体的な選択によって実現可能となる経済的・非経済的活動の範囲を拡大することの必要性を意味するものである。

以上のようなモデルをもとに 2 つの分配規準の性質を比較対照してみよう。第一に、必要に応ずる分配の基本的性質として次のような点が確認される。たとえ個々人の生産技能や財の利用能力に関する選択集合それ自体は偶然的要因に規定されるとしても、産出物に関する分配ルールを適切に設計することによって、個々人の消費活動の実質的機会を調整し、ひいては個々人の社会的・文化的活動、ならびに後続する経済活動の実質的機会を社会的に調整することが可能となる。ただし、その具体的な調整方法は、各人の機会集合上の必要を特定化し、指標化する仕方、ならびに各々の必要に対して産出物を対応する仕方に依存して決定されることになる。

先述したように、競争市場均衡を指定するルールは、市民的自由の保証という観念とともに、それとの整合性をもって人々の間で広範な支持を得てきた。だが、自由の概念をより広義なものとして、すなわち多様な人間活動の保証として定義するとき、必要に応ずる分配は自然的・社会的偶然に抗して活動手段を保障するという固有の役割をもって、自由に資するものであることが理解されるのである。

第二に確認されるのは、いかなる消費点を選択するかという消費活動に関しても、いかなる貢献をなすかという生産活動の決定に関しても、必要に応ずる分配は何ら特定の指定をなすものではな

いという点である。したがって、必要に応ずる分配規準のもとであっても、例えば、就労時間に関する自由な選択が保証されるならば、さらに消費点の選択に関する自由な選択が保証されるならば、個々人は自己の選択を通じて、後続する自己の活動の実質的機会を変更することは十分に可能となるであろう。

このことは次のような含意をもつ。確かに、自由な競争市場均衡を指定するような分配ルールは、一般に、必要に応ずる分配規準をみたさない。だが、そのことは、ただちに、必要に応ずる分配規準が個人の責任主体的な意思に基づく自由な選択と両立不可能であることを意味するものではない。重要なことは、各人の自由な選択を通して、個々人が自己の活動機会の調整に関与しうるようなルートが存在するか否かである。そして、必要に応ずる分配はそのようなルートを排除するものではない。そうだとしたら、真の問題は、市民的自由の内容を適切に定め、市民的自由の保証と必要に応ずる分配規準が両立するような分配ルールを設計することにある²⁷⁾。

他方、貢献に応ずる分配と市民的自由の保証との関係は自明ではない。確かに自由な競争市場均衡を指定する分配ルールは労働時間の選択に関する市民的自由を保証する。だが、それは貢献に応ずる分配規準をみたす分配ルールの一つにすぎず、貢献に応ずる分配規準そのものを正当化することにはつながらない。例えば、各人の労働時間を外的に強制しつつ、より多くの貢献により多くの産出物を対応させるような分配ルールは、貢献に応ずる分配をみたすものの、労働時間に関する選択の自由が保証されているとは言い難い。

第三に必要に応ずる分配について次のような性質が確認される。上記のような定式化のもとでは、余暇時間は財の分配分と同様に、消費活動の機会集合を高める価値をもつ。したがって、社会環境の及ぼす影響が一定であるとするならば、必要に応ずる分配規準は、財利用能力が等しい 2 人の個人に関して、生産技能の相違からは独立に、より多くの労働時間を提供した（より少ない余暇時間の残された）個人により多くの分配分を割り当てる

ることを要請する。このことは、必要に応ずる分配は余暇時間の相違に対して感應的であること、したがって、余暇時間の相違を努力や責任的意思の相違と解釈しうるならば、努力や責任を財の分配方法に積極的に反映することが可能であることを意味する。

以上の考察より、貢献に応ずる分配と必要に応ずる分配との本質的相違は、自由あるいは責任的意思との両立可能性ではなく、資源への請求根拠として容認される情報的基礎の相違——生産的貢献が機会集合上の必要か——に求められる。市民的自由の保証あるいは責任的意思の尊重は、あくまで、いずれの分配規準からも独立に、分配ルールを規定する別箇の要請である。したがって、そのような要請が優先的に受容されるならば、2つの分配規準の適用に先立って分配ルールのクラスが予め限定されることになる²⁸⁾。本稿の目的は望ましい分配ルールのクラスを特定化することではなく、必要に応ずる分配を定式化するための枠組みを構成することに留められる。そこで、次節からは、市民的自由の保証をみたすような分配ルールのクラスを前提としつつ、必要概念の指標化に関する問題を検討したい。

VI 財・効用・機能

社会保障においては伝統的に、「必要」は財をベースとする客観的かつ絶対的概念として定義されていた。すなわち、人間が文字通り生存していくうえで最低限必要な財の種類と量が、あらかじめ物理的に決定され、それらの貨幣換算額を基準とした不足額が所得給付の「必要」とみなされた²⁹⁾。このような定義は、財を利用する個人の能力の多様性はおろか、時代や社会の経済的、文化的相違をも反映しない硬直性をもっていた³⁰⁾。

それに対して、現代の厚生経済学の主流は主観的かつ相対的概念である「効用」を配分の情報の基礎とする。例えば、無羨望理論は、自己の分配分と他者の分配分とに関して個々人が有する選好関係をベースに、いかなる個人も他者の分配分を羨望しないような配分状態を望ましいとする³¹⁾。

だが、そのような理論は、依拠する個々人の主観的選好が何を基盤とするのか、私的な趣向に基づくのか、それとも自己や他者の客観的状態を反映した熟慮的・反省的な判断に基づくのか等を区別し得ないという難点を抱えている³²⁾。

以上のような定義に対して、第一に、個人の資質や能力における多様性、ならびに尺度それ自体に関する各人の規範的判断を反映しつつも、何らかの意味での客観性をもった指標によって、第二に、時代や社会の経済的、文化的相違を反映しつつも、何らかの意味での絶対性をもった指標によって、必要概念を特定化することを可能とするのが、センの潜在能力アプローチである³³⁾。

潜在能力アプローチは2つの特徴から構成される。1つは財や所得など資源そのものではなく、また資源を用いて得られる主観的効用でもなく、資源と効用との中間的概念である「機能」(functionings)に注目する点であり、他の1つは人々が現実に達成した機能ではなく、人々が機能の達成にあたってもつ実質的な機会に注目する点である。財そのものではなく、財のもつ特性に注目することによって消費者理論をより客観的に構築する途を拓いたのは、ゴーマン、ランカスターらの特性理論であった³⁴⁾。

人々が諸財から得る効用は多種多様であって個人間で比較することはきわめて困難である³⁵⁾。直観的・印象的性質をもつ嗜好や欲求と熟慮的・反省的性質をもつ判断等が識別不可能な形で混在している。しかし、個人が財を評価する際には財そのものを比較秤量するための諸基準が存在し、それらの諸基準に関しては個人間で共通であるかもしれない。例えば、多種多様な車をいかに順序づけるかは、車からどのような種類の特性を引き出すことを期待するか、移動性、安全性、かっこよさなどの諸基準に対して賦する各人の主観的ウエイトの相違によって説明することができる。

センの潜在能力アプローチは、このような財の特性のみならず、ひと自身が有する機能にも着目するものである。機能とは、個々人の自立的な行い、在りよう(doing, being)を意味する概念である。例えば、健康であること、罹病から逃れる

こと、早すぎる死を避けること、幸せであること、自尊の念をもつこと、コミュニティの生活に参加すること³⁶⁾、事物を識別できること、意見を表明できることなどが挙げられる。

いま、ある財のもたらす効用をその財の特性に基づいて本人が達成した機能から生み出される主観的感情であるとしよう。そのとき財の特性と効用との間には、財の特性から機能を生み出す個人の利用関数と機能から価値を生み出す個人の評価関数という、少なくとも2つの変換プロセスが介在することになる。財の利用関数はそれまでに個人が形成してきた財の利用パターンを表す概念である。同様に、評価関数は、達成された機能に対する個人の評価パターンを表す概念である。

たとえ財の特性が同一であったとしても、個人がそれを変換してどのような機能を達成することができるかは、財の利用パターンを規定する個人の身体的・精神的能力や環境的諸条件に依存して、すなわち気候条件、都市化の進展状況、衛生状態、共有された生活習慣、社会保障・社会保険の有無、家族の中での位置、教育環境、就労状況、そして本人の生来的資質・能力等に依存して異なるものとなるであろう。このような社会・共同体・地域・家族そして個人が有する固有の多様性を指標に反映させることができる点において、機能概念は財や所得の概念とは異なる特徴をもつ。

他方で、機能概念は、個人間比較のための共通基軸の設定を可能とする。例えば、栄養を摂取すること、自転車に乗ること、絵を描くことは、いずれも、パンや自転車や絵具という財がもつ客観的な特性、すなわち栄養価や移動性や色彩の表出を手段として、人々が共通に期待しうる機能種目である。これらの機能種目を適切に抽出するならば、それらによって構成される空間において、個人の達成した機能ベクトルを比較することは十分に意味をもつ。この点は、同じく多様性の反映を可能としながらも、個人の主観的感情への無反省的な依存を許すがゆえに、基軸の設定そのものが困難である効用概念と対比される³⁷⁾。

かくして、機能概念は財の有する特性のみならず、財の利用によって達成されるひとの機能に着

目することによって、個人的諸条件の多様性を広く反映しうるような指標を構成すること、そのような指標をもとに社会政策のベースとなる個人間の境遇比較を試みることを可能とするのである。

VII 自由と潜在能力

先述したように、ロールズの正義の理論においては、個人の自由な意思に基づく多様な行動を前提とするとき、必要に応ずる分配の根拠は、帰結の是正ではなく、主体的活動をなすための実質的な機会の保障に求められた。センもまた、同様の視点を取る。すなわち、彼は個々人の境遇の評価を、達成された機能ではなく、機能を達成するための機会集合の豊かさに求める。ある1つの財(ベクトル)をある1つの利用パターンで用いるならば、1つの機能(ベクトル)が達成される。同一の財であっても、異なる利用パターンを複数個選択できるならば、複数の機能を達成する機会をもつ。さらに、財もまた複数個選択可能であれば、達成しうる機能の機会はさらに増加する可能性をもつ。このように財の選択集合と利用パターンの選択集合とに依存して決定される機能の機会集合は、ある人の「潜在能力」(capability)と呼ばれる³⁸⁾。

他方で、センは、個々人の境遇(advantage)を捉えるにあたって、次のような2つの観点を設定する。「われわれは人を行為主体性の観点から捉えることができる。すなわち、目標やコミットメント、価値等を形作る人の能力を認め、尊重することができる。他方で、われわれはひとを福祉の観点から捉えることができる」(Sen, 1987, p. 41)。「福祉の観点はとりわけ社会的保障、貧困の緩和、甚だしい経済的不平等の除去などにおいて、より一般的には社会的正義の追求において重要性をもつ。それは、本人自身が彼自身の行為主体的な目的(agency objectives)として、自己の福祉に圧倒的な優位性を付与しているか否かに関わらず、配慮されなければならない問題である」(Sen, 1992, p. 71)。

このような2つの観点をもとに、センは行為主

体的自由 (agency freedom) と福祉的自由 (well-being freedom) という 2 つの自由概念を提出した。福祉的自由の概念から説明しよう。センのいう福祉 (well-being) は、よき暮らし向きを意味する富裕 (well off), あるいは主観的な満足を意味する厚生 (welfare) とは異なり、個々人が獲得する自立的な機能、すなわち個々人の行いや在りようの豊かさを捉える概念であった。福祉的自由 (well-being freedom) とは、個々人が自己の福祉を実現するにあたって、選択の自由を妨げられないのみならず、選択の積極的能力 (the positive ability to choose) を備えていることを意味する概念であり、福祉を実現するための実質的機会である潜在能力の豊かさによって表現される。「潜在能力は機能ベクトルの集合であり、どのようなタイプの生を送るかに関する人の自由を反映するものである」³⁹⁾。

たとえ個人がよき暮らし向きを保障されたとしても、それが一時的なものであって、よき暮らし向きを持続するために必要な本人自身の自立的機能を高めるものではないとしたら、さらに、たとえ自立的な機能を高めるような施策が提供されたとしても、それが画一的なものであって、自立的機能に関する本人自身の選択の余地が依然として限られたものであるとしたら、個人の福祉的自由が保証されているとは言い難い。逆に、たとえ達成された機能水準が低かろうとも、達成機会が豊かであるならば福祉の自由において不足はない。先の例において、ある人が自転車に乗れず、栄養失調であり、絵も描けないとても、自転車やパンや絵具を購入することが十分に可能であり、購入した財を利用する能力も生来、高いものであるならば、彼は決して不遇な人とは見なされないであろう。

他方、行為主体的自由 (agency freedom) は、個人の主体的意思に基づく多様な目的や価値の形成、そのもとでの自律的な選択が外的に妨げられないことを意味する。我々の想定する社会は資質や能力においてのみならず、目的や価値においても多元的な個人から構成される。ある選択状況に直面した個人の関心は、かならずしも本人自身の

福祉には向けられない。本人以外の主体における福祉の向上、あるいは福祉の向上とは直結しない理想や信念が対象となる場合もある。行為主体的自由が、まずもって着目するのは、このように多様な目的を設定し追求する個々人の意思と行為が妨げられることである⁴⁰⁾。

このような行為主体的自由の観点は、例えば、社会保障に先立って、居住・移転の自由、学問の自由、職業選択の自由が保証されているか、また、政策の遂行に際して、個々人の私的領域、例えば経済的な貢献量の選択、予算集合下での財の選択などに関する自己決定権が保証されているか否か、さらには、個人間のあるいは権利間の調整を行うルールの取り決めにおいて、個人の政治的参加の自由が保証されているかなど、帰結をもたらす際の手続きに関して有効な分析視角を与える。例えば、調理設備の保障によって四肢障害のある人にも調理機能が等しく保障されたとしても、保障の遂行プロセスにおいて、本人が強制的な就労あるいは解雇を強いられるならば、あるいは住居や移動に関する選択の自由が制限されるならば、行為主体的自由が保証されているとは言い難いであろう。

以上のように、個別多様かつ客観的な指標によって個人間比較を可能とする点、さらには個々人が実際に達成可能な自由を捕捉しうる点に、潜在能力アプローチの真髄がある。「問題は自由のある種の解釈から発生する。この解釈によれば、われわれがなすことに成功するものを考えるだけでは不十分である。われわれはさらに、われわれがなしえたはずのものをも考慮しなくてはならない」⁴¹⁾。

VIII 個人の責任と機会の平等

センの潜在能力アプローチについて、上述のような基本的枠組みを確認した上で、次に、必要概念の特定化に関連する 2 つの問題点を検討しよう。第一に、ロールズの正義理論をベースとする議論においては、機会集合の乏しさのみならず、機会集合を規定する自然的、社会的偶然の存在が必要

に応ずる分配の正当化根拠とされた。裏返せば、純然たる個人的責任に基づく帰結的状態は、それ自身としては資源への請求権を持ち得なかった。はたしてセンの潜在能力理論においてはどのように判断されるのであろうか。第二に、個人の境遇を表すアドヴァンテージ (advantage) という用語には他者と比較したある人の好機という意味が含まれている。ところで、他者との比較によって観察される差異、他者との間に存在する相対的格差は、ある人の絶対的窮乏を評価する手掛かりの1つとして意味をもつんだろうか、あるいは、それ自体が意味をもち、ある個人の「必要」を構成する要素の1つとされるのだろうか。以下では、第一の問題から検討しよう。

センの潜在能力アプローチには、個人の状況を規定する責任的な (responsible) 要因と非責任的な (non-responsible) 要因との区別が明示的になされていないという批判が寄せられている⁴²⁾。だが、そもそもセンの潜在能力概念は、個人の責任によって選択可能な範囲の限界を捉えることを意図するものであった。したがって、潜在能力からの選択（分解可能であるとすれば、財の機会集合からの選択と財の利用パターンの機会集合からの選択）は個人の責任的要因であり、他方、潜在能力それ自体を規定するものは個人の非責任的要因（自然的・社会的偶然、政策やルールを含む既存の社会・経済制度、他者の選択・行為など）であると解される⁴³⁾。このような解釈に基づくならば、潜在能力上の不足は「必要」の根拠となりえるものの、純然たる個人の意思や選択によってもたらされる帰結は、行為主体的自由が制度的に保証されている限り、たとえその内容が人道主義的直觀や常識に反するものであったとしても、「必要」の根拠とはなりえないことになる。

注記すべきは、センは、個人の責任が及ぶか否かのみならず、ひと一般の責任が及ぶか否かという問題を考慮している点である。「潜在能力の決定要因のうちで、ひとが選択できる要因と選択できない要因とを区別することが重要である。……合理的資源配分のための政策決定に際しては、選択可能な要因がはっきりと区別されている必要が

ある」⁴⁴⁾。その政策的な意図は次のような点における。「資源配分と政策決定に際しては、とりわけ X_i (個人 i の財の選択集合) と F_i (個人 i の利用パターンの選択集合) に反映される選択の限界を拡大するという問題に取り組まなければならない」⁴⁵⁾。

例えば、食物の代謝率は、個人が自己の責任において容易に変更しうる要因ではなく、パンの利用パターンに関する個人の選択集合を客観的に規定するものである。だが、それはひと一般の力を越えた決定性を意味するわけではなく、栄養学的知識や医学的配慮等による改善の余地をもつ⁴⁶⁾。そうだとしたら、そのような改善によってひとの責任的な選択範囲を拡大すること、例えば教育・就労・健康・公衆衛生などに対する機会の平等な保障は社会的責任で取り組まれなければならないであろう。センの主張は、個々人に帰属することになる資源や所得の社会的配分——それによって個々人の多様な活動の実質的機会を調整する——に加えて、あるいはそれに先だって、個々人の責任能力を高めるための機会の保障を要請するものである。

IX 相対的尺度 vs. 絶対的尺度

続いて第二の問題を検討しよう。社会が保障すべき必要は個々人のおかれた境遇の絶対的水準によって定義されるべきであるか、それとも他者の境遇との相対的格差によって定義されるべきであるか。この点をめぐるタウンゼントとの論争⁴⁷⁾において、センは2つの点を指摘した。1つは、個人の必要は、他の社会構成員と比較した相対的格差によってではなく、当人の「最小限潜在能力」(minimum capability) の欠如という絶対的概念によって定義されなければならないという指摘である。ただし、「最小限潜在能力」の内容は時代や社会を超えた普遍的なものとしてではなく、ある社会のある歴史的段階に固有な「同時代的基準」(contemporary standard) に呼応して決定されると考えられている⁴⁸⁾。

他の1つは、潜在能力空間における絶対的問題

が、財や所得の空間においては、構成員間の相対的格差の問題に変換される場合があるという指摘である。「所得で見た場合の相対的な窮乏は、潜在能力で見た場合の絶対的な窮乏をもたらすことがあり得る」。例えば、「最小限潜在能力」として社交生活へのスムーズな参加という機能を考えよう。センによれば機能の機会集合を決定する要因の1つは財の選択集合であった。いま、個々人の社交能力がさほど変わりがないとすれば、個人がどの程度、社交生活に参加しうるかは、本人の有する財の選択集合と参加を予定する他のメンバーの有する財の選択集合との相対的格差に依存して決定される⁴⁹⁾。

財空間のみに視野を限るならば、センの第二の指摘はタウンゼントの主張⁵⁰⁾と共通する。しかし、センの議論においては財空間における相対的格差の問題性が機能空間における個人の潜在能力の不足によって根拠づけられているのに対し、タウンゼントの議論においては相対的格差の存在それ自体が問題視されている。両者の相違は次のような例によって明らかとなる。いま、各人の労働インセンティブを内生化した上で最小所得をできる限り大きくするような施策が遂行されたとしよう。それに伴い、最も不遇な個人の潜在能力が高まる一方で、相対的な所得格差が拡大されたとしよう。このような施策は、センの議論においては、平等化を進める施策として支持されることになる。だが、タウンゼントの議論においては、相対的剝奪をもたらす施策として退けられることになる。

はたして、このようなタウンゼントの議論は正当性をもちうるのだろうか。必要に応ずる分配が個人の機会集合に着目する目的は、偶然的要因による実質的機会の制約を社会的に調整することにより、個人の自由な意思に基づく主体的活動を支えることになった。個人間の相対的格差の存在が問題になるとすれば、それは格差それ自体が問題であるからではなく、格差の発生が偶然的要因に起因するものであり、しかも格差の存在によって個人の主体的活動の実質的機会が社会的に容認しえない水準に縮小されてしまうからという絶対的な観点から説かれなければならないであろう。

X 結論——必要に応ずる分配の概念的定式化

以上の議論をもとに、必要に応ずる分配を定式化するための枠組みを確定したい。はじめに、次の2つの前提と3つの条件によって、必要概念を特定化しよう。

1) 2つの前提条件

- ① 行為主体的自由の保証：個人の主体的意思に基づく選択・行動を平等に保証すること。
- ② 教育・就労・健康・衛生その他の機会均等：出生の地位・階層、国籍、性別等に関わらず、個人の生来の資質や能力を伸張するための機会を平等に保障すること。

2) 必要概念を規定する3つの条件

- ① 必要とは、個人の非責任的要因によって規定される機会集合上の不足であること。定義により、機会集合内の点は個人の責任的な意思によって達成可能であるが、機会集合外の点は、個人の責任的な意思によっては達成できない。
- ② 必要とは、資源の機会集合あるいは効用の機会集合ではなく、資源と資源を利用する個人の身体的・精神的諸能力によって達成される機能の機会集合上の不足であること。
- ③ 必要とは、社会構成員間の相対的格差によって定義される不足ではなく、客観的基準となる「参照水準」からの距離として絶対的に定義される不足であること。ただし、客観的基準となる「参照水準」は、以下のような手続きによって内生的に定められなければならない。(a) 人間の福祉を構成する機能種目の中で、当該社会の構成員にとって基本的重要性をもつと判断される機能種目を抽出する。ただし、この判断は、当該社会構成員によって合意された社会的判断を意味する⁵¹⁾。抽出された機能種目によって構成される機能空間において定まる個人の機会集合を個人の潜在能力と呼ぶ。(b) 当該社会の経済的・社会的諸条件のもとで実行可能であり⁵²⁾、かつ、当該社会

の構成員であり続けるために最小限必要と判断される潜在能力の水準を設定する。ただし、ここでいう、経済的・社会的諸条件とは、生産技術や人々の選択する貢献量(その背後にあって人々の貢献インセンティブを決定する要因)など直接、資源の賦存に影響を与える要因のほか、資源の利用に関する人々の身体的・精神的諸能力の分布状態をも含むものである。また、のような水準にある基本的潜在能力を最小限潜在能力と呼ぶ。(c) このように定められた最小限潜在能力を当該社会の参照水準とする。

かくして、ある社会構成員の「必要」は、当該社会の参照水準に対する本人の潜在能力の不足として定義される。また、必要に応ずる分配は、行為主体的自由の平等な保証と教育・就業その他の機会の平等な保障という2つの条件の優先性のもとで、個々人の「必要」を情報的基礎として実行可能な資源分配方法を要請する分配規準として定式化される。

最後に、残された問題を確認して結びに代えよう。第一は、最小限潜在能力の設定に伴う問題である。これには、いかに最小限潜在能力を設定すべきかという規範的問題と、設定方法それ自体が例えば、個々人の生産的貢献のインセンティブ等の意思決定に対していかなる効果をもたらすかという実証的問題が含まれる⁵³⁾。第二は、当該社会において基本的重要性をもつ機能種目の抽出、最小限潜在能力の設定、さらには分配ルールの社会的決定に関する合意形成の問題である⁵⁴⁾。いずれも別稿にて論じたい。

付 記

本稿は「平成10年度厚生科学研究費(政策科学推進研究事業)：先進諸国の社会保障政策の転換に関する調査研究」の成果の一部であることを報告し感謝いたします。また、本稿の作成にあたって有益なご助言を下さいました鈴村興太郎教授、塩野谷祐一教授、長谷川晃教授、吉原直毅助教授に心より感謝申し上げます。

注

- 1) Rawls, 1980, pp. 520-521, Rawls, 1993, p. 189 n.
- 2) Rawls, 1993, pp. 5-6. ここでいう「正義の二原理」は「公正としての正義」(1958)という論文のなかで最初に提出されて以来、主著『正義の理論』を通して、少しずつ修正が加えられ、現在の形にまとめられた。例えば、1958年の論文においては、第二原理は、いかなる場合に不平等は恣意的かという消極的な議論展開をしているのに対し、ここではいかなる場合に不正義は容認されるかという積極的な議論に転換している。第一原理の修正に関しては、H. L. A. ハートから寄せられた批判が大きな影響を与えたことが知られている。
- 3) 後藤玲子, 1999, 「公正な資源配分システム」, 平成10年度研究報告書(厚生科学研究費報告書補助金(政策科学推進研究事業))参照。
- 4) 後藤, 1994 参照。
- 5) 本稿とは異なる視角から2つの分配準則を分析した先行研究としては次のものが挙げられる。貢献に応ずる分配をみたすルールの1つである貢献比例的分配ルール(Proportional Rule)に関して、その「過剰生産性」を論じた先駆的文献としては、Sen, 1966, また鈴村, 1989 参照。また、貢献比例的分配ルールの性質に関する公理的研究としては、Moulin, 1987, また Yoshihara, 1988 参照。他方、各人の必要を等しいと見なした上で成立する「均等分配ルール」に関して、その「過少生産性」を論じた文献としては Sen, 1966 参照。
- 6) 以下では、次のような緩やかな概念規定のもとに議論を進めたい。「貢献に応ずる分配：より多くの貢献量に対してはより多くの分配分を、等しい貢献量に対しては等しい分配分を」。「必要に応ずる分配：より多くの必要に対してはより多くの分配分を、等しい必要に対しては等しい分配分を」。
- 7) 生存権の観念には、生存する権利(right to existence)という狭義の観念から「生活権」(right to life worthy of human dignity)と呼ばれる広義の観念までが含まれている。堀, 1997, p. 468 参照。
- 8) ロールズは「公正な協同システムとしての社会」(Society as a Fair System of Cooperation)を構想する。「協同」とは「公的に容認されている諸ルールや諸手続きによって尊かれていること」、より具体的には「すべての人々の努力によって生み出された諸便益は公正に分配され、一つの世代から次の世代へと分かちあわれる」ことが保証されることを意味する(Rawls, 1993, p. 16)。
- 9) この問題に関するアマルティア・センの次の

ような言及を参照のこと。必要に応ずる分配が一般に実行可能生をみたすものではないことにマルクス自身は気がついていた。彼が「社会主義の初期段階」では労働に応じた配分というインセンティブ・システムを採用したのはそのためである。だが、長期的にはマルクスはインセンティブ問題に引きずられることなく、必要に基づく分配が実行可能となることを望んでいた(Sen, 2000, p. 11, n 12)。

- 10) Aristotle, 訳 pp. 104-105。
- 11) 個別の目的をもった集団であるアソシエーション(association)や包括的な善の体系を共有する共同体(community)と社会(society)との相違については Rawls, 1993, Lecture I, § 7 "Neither a Community nor an Association" 参照。
- 12) Rawls, 1971, pp. 310-315. ロールズは、さらに、特定の分配制度を離れて個人が有することができる道徳的功績(moral desert)は市民的資質のみ認められると主張する。また, Sen, 2000, 参照。
- 13) メンガーの以下の記述参照。「したがって、価格の正しい理論は、二つの財数量間の、實際にはどこにも存在していない、あのいわゆる客観的『等価性』Äquivalenzを説明することを課題とするものではないのである。むしろ、それがめざしているのは、(中略)、経済活動を行う人々が自分たちの欲望を可能な限り完全に満足させようと努力することから、どのようにして、實際にも、諸財を、しかもその一定数量で交換しあうようになるかを示すことである」(Menger, 訳書 pp. 308-309)。限界生産力原理とは、このような規範的觀点から自由な競争市場の均衡をもたらす分配ルールを正当化する理論に他ならない。すなわち、「個々の資源のサービスに対する代価がそれをはたす生産的貢献、より厳密には生産物市場価格によって表現された社会的有用性に対する生産的貢献に等しいことを要求する事実をもって、倫理的に公正」とみなす原理である(石川, 1991, p. 26)。また Clark, 1923 参照。
- 14) 例えば the Basic Rights of Man and of the Citizen of the 1789 Declaration 参照。「行為主体的自由」(agent-freedom)はセンの提出した概念である。それはロールズの「基本的諸自由」(basic liberties)に相当する(後藤, 1996 参照)。それらはバーリンの「消極的自由」(negative liberty) (Berlin, 1969 参照)に近似する。コルムはそれを「行為の自由」(act-freedom)と呼ぶ(Kolm, 1996, pp. 87-108 参照)。
- 15) 「温情的干渉主義は、自分が一個の人間—自分の生活を自分自身の目的(必ずしも理性的なものでも博愛的なものでもない)に従って形成していくべき人間……であるという考えに対する侮辱

である」(Berlin, 1969, VI)。

- 16) 市場競争制度の特性として厚生経済学の基本定理として表現されている効率性のみならず、情報の節約性、分権性、誘因両立性などが挙げられる。Hayek, 1960, 1988, 奥野・鈴村, 1985, pp. 12-16, 西條, 1995などを参照。また個人の判断の形成において、帰結に関する望ましさのみならず、プロセスに関する望ましさが重要であることがアローによって指摘されている(Suzumura, 1990, p. 235, Arrow, 1963, pp. 89-90)。
- 17) 例えればイギリスの新救貧法(1834年)に関する次の記述を参照。「働きながらも救済を受けている有能貧民と独立労働者を依存性の有無によって明確に区別し、そして前者の待遇を後者のそれよりも低いものにした。被保護者の低位性原則、劣等待遇である」(桟本, p. 8)。理論的にも効用関数の遞減あるいは利他性という外部性の仮定によって高所得者層の効用を大きく下げることなく所得を移転することが実行可能である(Sen, 1973, pp. 17-18, Hockman and Rodgers, 1969, 村上雅子, 1988, p. 28 参照)。
- 18) 不平等の測定を目的とする実証的経済学においてもこのようないわゆる問題意識がみられる(青木, 1979, p. 79)。また Sen, 1973 参照。なお近年では「所得の平等」ではなく、「資源の平等」(Dworkin, 1981) や「福祉に関する機会の平等(Equality of Opportunity for Welfare)」(Arneson, 1989, Cohen, 1989, Fleurbeay, 1994, 1995)が主張されている。近年の平等理論に関する展望文献としては Roemer, 1995, Chapter 8 参照。
- 19) Okun, 1975, 第2章 参照。
- 20) このような立場を鮮明に打ち出したのは、ハイエク、バーリン、フリードマン、ノージック等である(Hayek, 1960, 1988, Friedman, 1962, Berlin, 1969, Nozick, 1974)。彼らの立場は自由至上主義(Libertarianism)と総称され、「自由と平等とを結びつけている自由主義(liberalism)」(Rawls, 1996, Introduction to the Paperback Edition, p. lviii)とは区別される。近年においては、例えば、Lindbeck, 1988, pp. 299-309 の議論を参照。同論文においてリンデックは「自然」(nature)のもたらす制約と競争市場制度を所与の前提とした上で、「自分自身の行為によって自己の状況を変化させる可能性が政府の諸政策によって制限された場合、選択の自由が制限されたと言つてよいだろう」と述べている。
- 21) 「個人およびアソシエーションとしての市民は、現在および予測しうる状況下で期待しうる多目的手段の見地から、自分らの目的や望みを改訂し調整する責任を受容する」(Rawls, 1993, p. 189)。なお、ロールズの議論における行為主体の自由の優先性に関しては後藤(1996) 参照。

- 22) 競争市場メカニズムでは一般に労働以外の生産要素へのアクセスは平等に保証されていない。すなわち、富の格差の問題が存在するために社会的偶然の影響はより大きくなるものと考えられる。
- 23) 近年ロールズは基本的諸自由を守り社会的・経済的不平等の行き過ぎを防ぐために、社会の基礎構造が備えるべき本質的な前提条件として、所得や富の穏当な分布 (a decent distribution of income and wealth) の他にヘルスケア (health care) の保障を挙げている (Rawls, 1996, p. 59, 川本, 1997, pp. 259-260)。その意図は疾病と所得の悪循環が個人の活動機会を狭めるのみならず、市民に当然備わっていると前提されていた合理性と公正性という 2 つの道徳的能力 (本稿注 1 参照) すらも損ねる恐れがあるという認識に基づくものと考えられる。
- 24) このような広義の自由の観念は、自由主義と呼ばれる立場と一般に整合的であるが、とりわけこのような観念をもとに、「消極的」と「積極的」という観点に基づく自由の二分法を批判し、人間の発展との関連で自由を総合的に論じている本として、Sen, 1999 参照。さらに、センの自由概念は、ひとの活動能力の十全な展開という観点から理解されるべきことを指摘する重要な文献として、長谷川, 2000, p. 470 参照。
- 25) 社会保障制度の基本的性格と道徳理念に関しては、塩野谷, 1997 a, 1997 b, Suzumura, 1999, Suzumura and Gotoh, 1999 参照。
- 26) 例えば、限界生産物価値をもって「貢献」を定義した場合の賃金率の決定方法、あるいは平均生産物価値をもって「貢献」を定義した場合の賃金率決定の方法は、いずれも貢献に応ずる分配をみたす分配ルールである。
- 27) Gotoh-Yoshihara, 2000 では、その例として、capability maximin rule を定式化している。
- 28) Gotoh-Yoshihara, 2000 参照。
- 29) B. S. Rowntree の Market Basket 方式による貧困測定がその代表例である。小沼, 1974 参照。
- 30) それを批判するタウンゼントの相対的剝奪論は、社会的・文化的相対性や個人的相対性を主張するものの、客観的尺度の存在を前提とする点においては変わらない。「個人、家族、諸集団は、それらが所属する社会で慣習になっていたり、あるいは少なくとも広く奨励または是認されている種類の食事をとったり、社会的活動に参加したり、生活の必要諸条件やアメニティをもつたりするために必要な生活資源を欠いていたり、全人口のなかでは貧困の状態とされる」 (Townsend, 1979, p. 31)。小沼, 1974, 杉野, 1993, 柴田, 1997 参照。
- 31) Foley, 1967, Kolm, 1971, Varian, 1974 参照。
- 32) 選好・効用のみを情報的基礎とする厚生主義 (welfarism) は個人の判断の多元性を捨象するものであるという批判についてはロールズ, 1971, セン, 1987 参照。新古典派経済学における個人の「選好」概念と「必要」概念との相違は例えば Doyal and Gough, 1991, p. 9 で指摘されている。
- 33) 特に社会保障の観点からセンの潜在能力アプローチを解説した先駆的文献としては、鈴村, 1993 参照。
- 34) Gorman, 1968, Lancaster, 1971 参照。
- 35) 例えば、論理実証主義の影響下にあった L. ロビンズの「感情に関する共通分母は存在しない」 (Robbins, 1935) という言葉が参照される。このような効用の個人間比較の困難性に関する認識が、「旧厚生経済学」と「新厚生経済学」を分かつ主要な契機となった。
- 36) 以上の例は、Sen, 1992, p. 39 参照。
- 37) 個人の主観的な効用を、例えば、快不快感、幸福感、目標達成感などに分類したとしても (Sen, 1985 b, p. 187 参照), 各感覚の具体的な内容は多種多様であり、共通のタームによる客観的な指標化は困難である。ただし、例えばグリフィンの「情報化された欲求」 (informed desires) 概念は、人々が自己の目的の真の性質を識別している時にもつ欲求を意味し、その構造に関する客観的な指標化が部分的に可能とされている。彼によれば「必要」もまた情報化された諸欲求の一部として構造的に位置づけられる (Griffin, 1986, pp. 11-13)。「情報化された欲求は基本的必要とその指標を客観的リストの中に含める。すなわち、それらは基本的必要に対して慎重的な価値としての構造を与える。」 (同, p. 55)。
- 38) Sen, 1985, 原書 pp. 13-14, 訳 pp. 25-26。さらに、潜在能力の定義に関する形式的表現に関しては Sen, 1985 a, 原書 p. 13, 訳 p. 23 参照、純粹交換経済における定式化については後藤, 1996 参照。
- 39) Sen, 1992, p. 40, Sen, 1985 原書 p. 13, 訳 p. 25。
- 40) 「行為主体性が本質的重要性をもつ領域というものが確かに存在する。それは人自身の生である。〈自律〉、〈私的自由〉等の概念は個人の生におけるこのような行為主体性の特別な役割と関連するものであり、そのような観点は個人の福祉への配慮に留まるものではない」 (Sen, 1985 b, p. 186)。
- 41) Sen, 1985 a 原書 p. 67, p. 69 n 16, 訳 p. 89, p. 96 n 16 参照。
- 42) Roemer, 1996, pp. 192-193 参照。ローマーはロールズに対しても、「最も不遇な人々」 (the least advantaged) の定義に際して労働と余暇の配分という個人責任的要因が考慮されていないと批判する。

- 43) 2つの要因の区別は個人の状況を歴史的に吟味することを要請する。2-2で挙げた動学的モデルで確認しよう。いま、第2期における個人の財の選択集合が極めて小さいとしても、その原因が第1期における本人の責任的な選択に起因するのであれば、すなわち、例えば第1期の消費活動の選択集合が十分大きいものであったにも関わらず、健康を害する財を多く消費したために第2期における彼の労働能力が低下し、所得の低下を招いたのであるならば、第2期における個人の潜在能力は本人の責任的要因が財の選択集合にもたらした負の影響を割り引いて定義されることになる。
- 44) Sen, 1985, 原書 p. 27, 訳 p. 43。
- 45) ibid. ただし、括弧内は筆者の注記である。
- 46) ローマーの批判の眼目は、個人の責任的な要因と非責任的な要因との区別が一般には困難であることを指摘することにあった。例えば、肺癌の発症とたばこの因果関係を認知しているにも関わらず、たばこを吸わざるを得ない差し迫った理由の存する集団に属する個人においては、2つの要因を区別することは困難である。これに対するローマー自身の解決方法は、個人のおかれた状況のリスト(例えば、性別、民族、職業、年齢)とともに「類型」(a type)を抽出し、類型別の統計データに基づいて、喫煙は彼の責任的要因であるかどうかを判断するというものである(Roemer, 1996, pp. 277-285)。
- 47) Sen, 1983, Townsend, 1985, Sen 1985 c 参照。
- 48) Sen, 1985 c, p. 670, n 2 参照。
- 49) 格差そのものが「必要」を生む例として、次のようなケースが考えられる。平均所得水準よりも著しく低い所得しかもたない個人も、逆に、著しく高い所得をもつ個人も、ともに、平均的な所得水準をもつ人々の社交生活にスムーズに参加することは困難である。
- 50) タウンゼントの相対的剝奪論は次の2種の相対性を主張する。第一に「必要」は時代や社会の経済的、文化的な特徴を反映すべきこと、第二に「必要」は他者との相対的格差を反映すべきこと。問題とされているのは第二の相対性である。彼の定義によれば、たとえ本人の絶対的な所得水準は変化しないとしても、他者との相対的格差が増加するならば、本人の必要量は増加する。他方で、たとえ社会の生活水準が向上したとしても、個人間の相対的格差が一定に保たれる限り、各人の必要量は変化しない。
- 51) 2つの点を注記したい。第一に「判断」とは社会的決定事項に関する個々人の規範的判断であり、個人的事項に関する個々人の選好とは区別される。第二に「合意可能性」とは個々人の規範的判断をベースに社会的判断を導出するような社会的選択関数の存在可能性を問うことを

- 意味する。
- 52) これは各人が実際に選択する経済的貢献量のもとで達成される総生産量と各人の必要量の総計との差がマイナスにならないような配分方法の存在を要請している。
- 53) 必要に応ずる分配が生産的貢献のインセンティブに与える影響に関しては否定的な見解が多い。本稿の注9参照。センはそれらとは異なる見解を提出している。Sen, 1999, pp. 129-131, Sen, 2000 参照。
- 54) Gotoh, R., K. Suzumura and N. Yoshihara, 1999 参照。

参考文献

- Arneson, R. (1989) "Equality and Equal Opportunity for Welfare", *Philosophical Studies* 56, 77-93.
- Aristotle, *The Nicomachean Ethics*. (高田三郎訳『ニコマコス倫理学』, 『世界の大思想2』, 河出書房, 1966.)
- Arrow, K. J. (1963) *Social Choice and Individual Values* (2nd ed.), New York: John Wiley & Sons. (長名寛明訳, 『社会的選択と個人的評価』, 日本経済新聞社, 1977.)
- Berlin, I. (1969) *Four Essays on Liberty* (2nd ed.), London: Oxford University Press. (小川晃一訳, 『自由論』, みすず書房, 1971.)
- Clark, J. B. (1899) *The Distribution of Wealth*, New York: Macmillan.
- Cohen, G. A. (1989 a) "Are Freedom and Equality Compatible?" in Elster and Moene (eds.), *Alternative to Capitalism*, Cambridge: Cambridge University Press.
- (1989 b) "On the Currency of Egalitarian Justice," *Ethics* 99, 906-44.
- Doyal, L. and Gough, I. (1991) *A Theory of Human Need*, London: Macmillan.
- Dworkin, R. (1981) "What is Equality? Part 2: Equality of Resources," *Philosophy & Public Affairs* 10, 283-345.
- Fleurbaey, M. (1994) "On Fair Compensation," *Theory and Decision* 36, 277-307.
- (1995) "Three Solutions to the Compensation Problem," *Journal of Economic Theory* 65, 505-521.
- Foley, D. K. (1967) "Resource Allocation and the Public Sector," *Yale Economic Essays*, vol. 7, pp. 45-98.
- Friedman, M. (1962) *Capitalism and Freedom*, Chicago: University of Chicago Press. (熊谷尚夫・西山千明・白井孝昌訳, 『資本主義と自由』, マグロウヒル好学社, 1975.)
- Gorman, W. M. (1968) "The Structure of Utility

- Function," *Review of Economic Studies* 35,
- Gotoh, R. and N. Yoshihara (2000) "A Game Form Approach to Theories of Distributive Justice—Formalizing Needs Principle," Harrie de Swart ed. *Logic, Game Theory and Social Choice, Proceedings of the International Conference, LGS '99, May 13-16, 1999*, Tilburg, Netherlands: Tilburg University Press.
- Gotoh, R., K. Suzumura and N. Yoshihara (1999) "On the Existence of Procedurally Fair Allocation Rules in Economic Environment," Discussion Paper No. 379, The Institute of Economic Research, Hitotsubashi University.
- Griffin, G. A. (1990) *Well-being : Its Measurement and Moral Importance*, Oxford: Clarendon Press.
- Hayek, F. A. (1960) *The Constitution of liberty*, London, Routledge and Kegan Paul.
- (1988) *The Fatal Conceit : the Errors of Socialism*, Routledge.
- Hockman, H. M. and Rodgers, J. D. (1969) "Pareto Optimal Redistribution," *American Economic Review* 59, 4.
- Kolm, S. C. (1972) *Justice et équité*, Paris: Editions du Centre National de la Recherche Scientifique (*Justice and Equity*, translated by Harold F. See, 1997, The MIT Press).
- (1996) *Modern Theories of Justice*, Cambridge: The MIT Press.
- Lancaster, K. J. (1971) *Consumer Demand : A New Approach*, New York: Columbia University Press. (桑原秀史訳, 『消費者需要』, 千倉書房, 1989.)
- Lindbeck, A. (1988) "Individual Freedom and Welfare State Policy," *European Economic Review* 32, 295-318.
- Marx, K. (1875) *Critique of the Gotha Programme*, New York: International Publishers, 1938. (望月清司訳, 『ゴータ綱領批判』, 岩波文庫, 1975.)
- Menger, C. (1923) *Grundsätze der Volkswirtschaftslehre*, 2. Aufl., A. G. Wien und Leipzig, Hölder. (八木紀一郎・中村友太郎・中島芳男訳, 『一般理論経済学—遺稿による「経済学原理」第2版』, みすず書房, 1982.)
- Moulin, H. (1987) "Equal Proportional Division of a Surplus, and Other Methods," *International Journal of Game Theory* 16, Issue 3, 181-186.
- Nozick, R. (1974) *Anarchy, State and Utopia*, Oxford: Basil Blackwell. (鳴津格訳, 『アノンキー・国家・ユートピア』上・下, 木鐸社, 1985/89.)
- Okun, R. (1975) *Equality and Efficiency : The Big Tradeoff*, Washington: Brookings Institution. (新開陽一訳, 『平等か効率か：現代資本主義のジレンマ』, 日経新書, 1976.)
- Rawls, J. (1971) *A Theory of Justice*, Cambridge, Mass.: Harvard University Press. (矢島鈞次監訳, 『正義論』, 紀伊国屋書店, 1979.)
- (1993) *Political Liberalism*, New York : Columbia University Press.
- (1996) *Political Liberalism*, New York : Columbia University Press (reprinted paperback).
- Robbins, L. (1935) *An Essays on the Nature and Significance of Economic Science*, 2nd ed., London: Macmillan.
- Roemer, J. E. (1996) *Theories of Distributive Justice*, Cambridge, Mass : Harvard University Press.
- Sen, A. K. (1966) "Labour Allocation in a Cooperative Enterprise," *Review of Economic Studies* 33, 361-71.
- (1973) *On Economic Inequality*, London: Oxford University Press. (杉山武彦訳, 『不平等の経済学』, 日本経済出版社, 1977.)
- (1980) "Equality of What?" *The Tanner Lectures on Human Values*, Vol. I, Salt Lake City : University of Utah Press (reprinted in 1982, *Choice, Welfare, and Measurement*, 353-369, Oxford: Blackwell).
- (1983) "Poor, Relatively Speaking," *Oxford Economic Papers* 35, 153-169.
- (1985 a) *Commodities and Capabilities*, Amsterdam: North-Holland. (鈴村興太郎訳, 『福祉の経済学—財と潜在能力』, 岩波書店, 1988.)
- (1985 b) "Well-being, Agency and Freedoms," *The Journal of Philosophy* 82, 169-221.
- (1985 c) "A Sociological Approach to the Measurement of Poverty : Reply to Professor Peter Townsend," *Oxford Economic Papers* 37, 669-676.
- (1987) *On Ethics and Economics*, Oxford: Blackwell.
- (1992) *Inequality Reexamined*, Oxford: Clarendon Press.
- (1993 a) "Capability and Well-being," in Nussbaum, M. and Sen, A. (eds.) *The Quality of Life*, Oxford: Clarendon Press.
- (1994) "Freedom and Needs," *The New Republic*, January 10 & 17.
- (1999) *Development as Freedom*, New York : Alfred A. Knopf.
- (2000) "Merit and Justice," in Arrow K.

- S. Bawles, and S. Durlauf (eds.) *Meritocracy and Economic Inequality*, Princeton: Princeton University Press.
- Suzumura, K. (1990) "Alternative Approach to Libertarian Rights in the Theory of Social Choice," in Arrow, K. J., (ed.) *Markets and Welfare*, Vol. 1 of *Issues in Contemporary Economics*, London: Macmillan, 215-242.
- (1999) *Welfare Economics and the Welfare State*, Review of Population and Social Policy, No. 8. (『厚生経済学と福祉国家』『季刊社会保障研究』, Summer 35.1.)
- Suzumura, K. and R. Gotoh (1999) "Freedom, Well-Being and the Welfare State," paper presented at the Twelfth World Congress of the International Economic Association, Buenos Aires, August 23-27, 1999.
- Townsend, P. (1979) *Poverty in the United Kingdom—A Survey of Household Resources and Standard of Living*, London: Penguin Books.
- (1985) "A Sociological Approach to the Measurement of Poverty: A Rejoinder to Professor Amartya Sen," *Oxford Economic Papers*, 37, 659-668.
- Varian, H. R. (1974) "Equity, Envy, and Efficiency," *Journal of Economic Theory*, 9, 63-91.
- Yoshihara, N. (1998) "Characterizations of Public and Private Ownership Solutions," *Mathematical Social Sciences*, 35, 165-184.
- 青木昌彦 (1979) 『分配理論』, 筑摩書房。
- 石川経夫 (1991) 『所得と富』, 岩波書店。
- 奥野正寛・鈴村興太郎 (1985) 『ミクロ経済学 I』, 岩波書店。
- 川本隆史 (1997) 『ロールズ: 正義の原理』, 講談社。
- 小沼 正 (1974) 『貧困』, 東京大学出版会。
- 後藤玲子 (1994) 「「常識的規則」のウエイト付けによるロールズ格差原理の定式化」, 『一橋論叢』112, 6, 86-102。
- (1996) 「ロールズ正義論における多元的民主主義の構想: センの2つの「自由」概念との比較分析」, 『一橋論叢』115, 6, 86-102。
- 西條辰義 (1995) 「厚生経済学における基本的定理——新しいパースペクティブ」, 『経済研究』46, 1, 11-21。
- 塙野谷祐一 (1997 a) 「社会保障と道徳原理」, 『季刊社会保障研究』32, 4, Spring, 426-435。
- (1997 b) 「成熟社会における社会保障の理念」, 『健康保険』51, 4。
- 柴田謙治 (1997) 「イギリスにおける貧困問題の動向: 「貧困概念の拡大」と「貧困」の基準をめぐって」, 『海外社会保障情報』, Spring, 118, 4-17。
- 杉野昭博 (1993) 「ピーター・タウンゼント——人類学と福祉学」, 『海外社会保障情報』, Winter (社会保障研究所編, 『社会保障論の新潮流』, 有斐閣, 1994 所収)。
- 鈴村興太郎 (1989) 「効率・衡平・誘因・行動主義的正義論の再検討」, 『経済研究』40, 1, 1-8。
- (1993) 「アマルティア・セン——福祉の潜在能力アプローチ」, 『海外社会保障情報』Winter (社会保障研究所編, 『社会保障論の新潮流』, 有斐閣, 1994 所収)。
- (1998) 「機能・福祉・潜在能力——センの規範的経済学の基礎概念」『経済研究』49, 3, 193-203。
- 柄本一三郎 (1987) 「社会保障の歴史——その普遍化への歩み——」, 社会保障研究所編, 『イギリスの社会保障』, 東京大学出版会。
- 長谷川晃 (2000) 「公共的観点とリベラルな平等論——一つのメタ理論的覚え書き」, 『人間の尊厳と現代法理論』(ホセ・ヨンパルト教授古希祝賀), 成文堂, 455-479。
- 堀 勝洋 (1994) 『社会保障法総論』, 東京大学出版会。
- (1997) 「社会保障の法的基盤」, 『季刊社会保障研究』32, 4, Spring, 463-472。
- 村上雅子 (1974) 『社会保障の経済学』, 第2刷, 東洋経済新報社。
- (ごとう・れいこ 国立社会保障・人口問題研究所総合企画部第2室長)